

	該当箇所	質問内容（簡潔に記入すること）	回答
1	実施要領 P1 1-(1) 目的等	今回プロポーザルで対象としている小学校校舎の活用と併せて、敷地内に存する体育館、中学校校舎、幼稚園園舎、校庭等の活用し、一体で管理・運営をすることは可能か？	<p>可能です。今回は小学校の校舎の活用について募集をしていますが、優先交渉権者となった後は、一体での管理・運営も含めて市と協議をすることが可能です。</p> <p>ただし、次の点に留意しながら協議をすることになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃料の負担が発生する可能性があること</li> <li>・ 体育館はつなぎ地区住民の活動の場の機能を確保する必要があること</li> <li>・ 財産処分に係る手続き終了後から活用できること</li> <li>・ 中学校校舎は排水に接続されていない（浄化槽廃止）ため、水の使用ができないこと（排水の接続を希望される場合はご相談ください。埋蔵文化財包蔵地であることを踏まえた工事が必要になります。）</li> <li>・ 小学校校舎及び屋内運動場以外については、活用を想定した維持管理をしていないことから、安全性が確保されていない状況であるため、使用に際して修繕等が必要となる可能性があること</li> </ul>
2	実施要領 P1 1-(4) ク賃料	質問 1 が可能な場合において、契約までの流れや賃料は？	<p>協議が整い、財産処分に係る手続きが完了し次第、契約となります。</p> <p>賃料や条件等は別途協議となります。</p>
3	実施要領 P1 1-(4) ク賃料	<p>質問 1 が可能な場合において、弊社が施設の改修・整備を行う場合の制限、賃借料、契約上の取扱いは？</p> <p>改修例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理科室の実験台撤去、家庭科室の調理台撤去</li> <li>・ 教室への間仕切り設置</li> <li>・ 中学校校舎、幼稚園園舎の改修</li> <li>・</li> </ul>	<p>法令に適合し、公序良俗に反しないものであれば、施設の改修・整備は可能です。実施に当たっては、事前に市と協議が必要です。</p> <p>改修は契約後から可能となります。</p> <p>賃料は改修内容によっては協議となる場合があります。</p> <p>契約上の取扱いについては、利用方法により協議となります。</p>

4	実施要領 P9 10 調整及び契約等の締結	旧校舎の財産処分に係る手続きが完了してから契約となることだが、当該手続き（対文科省？）に要する期間の見込みは？文科省手続き完了以前に調整が整った場合は、仮契約のような対応は可能か？	財産処分に係る手続きは、優先交渉権者となった事業者の提案内容の調整完了後、4か月程度（書類準備期間1か月、承認期間3か月）を見込んでいます。 手続き完了委前後に調整が整った場合の対応は別途協議となります。
5	実施要領 P2 1-(5)事業期間	契約期間は原則10年とあるが、10年を超える契約は可能か？仮に20年を希望する場合どのようなことが条件となりますか？	最初から20年で契約をすることはできませんが、契約の更新をする可能性はあります。契約更新の条件は、事業の実施状況を鑑みて総合的に判断をすることになります。
6	その他	優先交渉権者決定後から、契約までの期間内における備品の搬入はかのでしょうか？	契約内容や調整状況等を総合的に考慮して判断しますのでご相談ください。
7	その他	幼稚園の敷地面積、プールの規格等をご教示願います。	幼稚園の敷地面積→1,380㎡ プールの規格等→構造：RC、1971年築、メイン25m×11m、サブ25m×5m なお、プールのろ過機等の設備は、閉校後に維持管理をしていないため、使用可能な状態でない可能性が高いです。
8	実施要領 P6	添付書類のうち「納税証明書」は、①盛岡市発行「盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税」若しくは、②税務署発行「法人税又は消費税及び地方消費税」のどちらかを提出すると理解してよろしいか。その場合、申立書の提出しない①又は②（理由）欄の記入方法如何。	①と②はどちらも必要です。 プロポーザル実施要領の記載は誤りでしたので、「若しくは」ではなく「並びに」へ修正します。